

措置部門

<p>外部環境の変化</p>	<p>【救護施設】 ○救護施設は、真に支援を必要とする人を確実に受け止める「最後のセーフティネット」としての役割を担います。入所者の地域生活への移行と定着のため、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指します。保護実施機関（福祉事務所）や生活困窮者自立相談支援機関との関連を強化し居住と生活に課題を抱える要保護者や生活困窮者等への支援の連携を図ります。 ○生活保護制度の見直しにおいては、救護施設がその有する機能・役割等を活かし、地域共生社会の実現に向けて段階的に取り組むため、引き続き「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を推進し、「全社協福祉ビジョン2020」が目指す「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指す。 また、自治体におけるケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとしての新たな会議体の設置に向けて、救護施設の積極的な参画の推進を行う。 ○令和6年10月より制度化が予定されている個別支援計画書を踏まえ、さらなる支援の向上を目指し、救護施設がこれまで培ってきた本人の意思や意向を確認・尊重しながら個別支援計画に基づく本人のエンパワメントを高める支援に必要な対応を行う。 ○生活困窮者や地域の被保護者等、救護施設の支援を要する方に必要な支援が届くように救護施設の社会的認知度の向上のため、救護施設の活動等の外部・地域に対する「見える化」の推進を行う。また、施設における虐待・権利侵害の根絶に向けて、外部の人々が介入する仕組みとして、第三者評価の受審や苦情解決・第三者委員会の活用を行う。</p> <p>【母子生活支援施設】 ○社会的養育施策の動向としては、家庭と同様の環境における養育を推進しており、施設養育の高機能化や多機能化、小規模かつ地域分散化を目指し、次期都道府県社会的養育推進計画の見直しを行っております。また、子育て世帯への包括的な支援を強化することを目的に児童福祉法の改正が施行されます。これらを受けて、母子生活支援施設は、具体的な取り組みとして、妊娠期支援事業、退所前後の自立に向けた支援、親子関係再構築支援など、専門性を活かした取り組みを実施していきます。また、こども家庭庁の目指す年齢や制度の壁に妨げられない切れ目のない支援を実施するために、こどもの意見を尊重した自立支援計画書の作成やこどもが話すことのできる関係性を構築できるように引き続き取り組んでいきます。 ○生活環境の変化に伴い、通信機器の安全な使用方法を利用者と共に考えていきます。 ○地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、既存の制度では対応できない「地域における公益的な取り組み」を創造して推進します。</p>
<p>ビジョン</p>	<p>○救護施設は、真に支援を必要としている人を確実に受けとめる「最後のセーフティネット」としての役割を果たすとともに、利用者の地域生活への移行と定着のため、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指す。 ○母子生活支援施設は、地域社会とともに全ての子どもが守られ育まれる社会となるようその機能を柔軟に活用する。 ○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、地域のニーズを把握し住民と協働する新たな取り組みを創出していく。</p>

